

差別の中をたくましく生きぬいてきた人々

1 目 標

近世という時代がこれまでの賤視観を基盤に、差別が政治的制度的に固定化されていく中で、被差別身分の人々は、さまざまな仕事を生み出し、社会や文化を支えながら、たくましく生き抜いてきたことを知る。

2 学習計画（全2時間）

- (1) 差別のあり様とその中でたくましく生き抜いた人々（1時間）
- (2) 被差別身分の人々の仕事とくらし（1時間）

3 展 開

- (1) 差別のあり様とその中でたくましく生き抜いた人々

主な学習活動	留意点
1 近世の村の絵地図を見て、気づいたことを発表する。	資料1 近世の村の絵地図(巻末資料12) 中央を流れる川が蛇行し、支流とぶつかるあたりから、少し離れたところにある垣根の北側に、「波多(皮多のこと)」と表記された被差別身分の人々の集落がある。
2 資料1の絵地図に描かれた集落に住んでいたのはどんな人々なのかを考える。	これまでの学習を振り返る中で、被差別身分の人々であることに気づかせていく。
3 土佐藩の身分統制令をもとに、同じ内容のものが、数多く出されているのはなぜか読み取る。	資料2 土佐藩の身分統制令(P56) 資料としては身近な土佐藩の身分統制令を使用する。 資料3 ワークシート(P57) 各班に分かれて、全員で検討しながらワークシートに書き込んでいく。
4 ワークシートの結果をもとにして、気づいたことをグループでまとめる。	分類していく中で、同じ内容の統制令が繰り返し出されていることに気づかせていく。
5 なぜ、同じ内容の統制令が繰り返し出されているのかを話し合う。	同じ内容の統制令が繰り返し出されているということは、その統制令が守られていないから何度も繰り返し出されているということであり、差別的な身分統制令に対する被差別身分の人々の、抵抗の姿と読み取ることもできる。 統制令は被差別身分の人々だけに与えられたのではなく、資料2より百姓に対しても出されていたことに気づかせたい。(P105も参照) 被差別身分の人々が差別の中で、たくましく生きていた姿を、イメージできるようにしていくことが大切である。

資料2 土佐藩の身分統制令

土佐藩から出された「身分統制令」

- 1778 部落の人は百姓，町人に無礼なことをしてはならない。
- 1779 部落の人が百姓のような格好をしたり，百姓に無礼なことをしてはならない。
- 1780 部落の人は人の集まる場所へ入ってはならない。町への出入りは午後5時までとする。
- 1781 百姓に無礼なことをしないように村の庄屋は必ず申し付けよ。
- 1785 部落の人は午後5時から城下の往来を禁止する。
- 1789 死牛馬は部落の人に処理をさせよ。
- 1805 部落の人が無礼なことをしないように百姓は差別せよ。
- 1806 百姓に無礼なこと，百姓との差別が無くなることを禁止する。違反者は罰する。
- 1818 部落の人に田地を売ることを禁止する。
- 1819 部落の人の午後5時からの往来を禁止する。
- 1819 部落の人の，人の集まる場所への立ち入りを禁止する。
- 1819 部落の人を農業に雇い入れることを禁止する。
- 1819 百姓に無礼なことをしてはならない。
- 1822 死牛馬は部落の人に処理をさせよ。
- 1823 部落の人を漁業に雇うことを禁止する。
- 1829 百姓に無礼なこと，百姓のような髪型を禁止する。
- 1830 百姓とまぎらわしい髪型の禁止，百姓が集まっている所への立ち入り禁止，百姓と出会ったら道端によって通ること，百姓が座っておれば履物をぬいであいさつをして通ること，午後5時以降の城下の往来を禁止する。
- 1838 百姓とまぎらわしい行いを禁止する。
- 1839 部落の人の午後5時からの城下の通行，百姓への法外なふるまいを禁止する。
- 1842 午後5時からの城下往来を禁止する。
- 1857 午後5時以降の城下往来を禁止する。

ここで「部落」と表現されている人々は、近世の「被差別身分の人々」のことです。

資料3 ワークシート

ワークシート

名前()

- 1 身分統制令の中で次の内容のものは何回出されていますか。
- | | |
|------------------------|------|
| 午後5時以降の城下往来の禁止 | ()回 |
| 百姓とまぎらわしい髪型や行いの禁止 | ()回 |
| 百姓に対して無礼なことや法外なふるまいの禁止 | ()回 |
| 人の集まっている所への立ち入り禁止 | ()回 |

- 2 なぜ、同じような内容の統制令を何度も出す必要があったのでしょうか。

- 3 被差別身分の人々が身分統制令に対して、一番言いたかったことは何だと思いますか。

(2) 被差別身分の人々の仕事とくらし

主な学習活動	留意点
1 前時の復習	「身分統制令」を通して、被差別身分の人々が、厳しい差別の中をたくましく生き抜いてきたことを確認する。
2 当時の被差別身分の人々は、自分たちのことをどう呼んでいたのかを考える。	差別的呼称を拒否した人々の姿に共感できるように、自分たちのことをどう呼んでいたのかを理由も含めて発表させる。
3 宗門改帳を通じて、被差別身分の人々が「誇り」を持って生き抜いてきたことに気づく。	資料4 県内のある部落の宗門改帳 (P59) 「百性」(表記は原文のまま)という肩書を記したことの意味を考えさせる。
4 「安芸郡A村と被差別部落のB村の年齢階級グラフ」から、両者の違いに気づくとともに、人口増加の理由を考える。	資料5 安芸郡A村と県内B部落の男子の年齢階級グラフ(割合) (P59) 資料6 1849(嘉永2)年の南王子村部落(P60) 資料5と6を関連させて考えるように指示する。南王子村の人々のくらしを表す「円グラフ」から「かせぎ」とは何なのか想像させる。
5 高知県内における被差別身分の人々のくらしと生活を考える。(資料2「身分統制令」の田畑売り渡しの禁止とも関連づける)	資料7 土佐市神山家文書 (P60~61) 差別と貧困はイコールではないことを資料を通して児童生徒に気づかせるとともに、なぜ、生活が安定していたにもかかわらず、差別されていたのか、その理由についても考えさせたい。 江戸時代は、差別することが当たり前の時代であったこと、差別が政治的・制度的に確立されていた時代であったことなど、時代の背景をつかませたい。

トピック：被差別身分の人々にあたたかい目を注いだ小林一茶

小林一茶は、幕府が支配体制維持のためにそれぞれの身分に、「らしさ」を強調し差別を強制した時代に、被差別身分の人々を暖かい眼差しで見つめた俳句を2万句あまり作っている。「穢太町に見おとされたる職哉」で、一茶は被差別身分の人々の村に立てられた職は隣町の職より立派で、被差別身分の人々の村の職が見下ろし、被差別身分の人々の心意気を示す。「エタ村や山時鳥ほととぎす」では、貴族たちが万葉集や古今集などの和歌に優雅さの代表として読み込んだ「時鳥」を、一茶は世間から「穢れ」ているとして排除されている被差別身分の人々の村で鳴かせ、鳥は平等であり「や」という感嘆で、被差別身分の人々の村こそ、時鳥が鳴くにふさわしい場所であると表現している。

【参考】中山英一 「被差別民衆の心と美しさを詠んだ一茶」 部落解放・人権研究所 『部落解放第302号』

1989 解放出版社

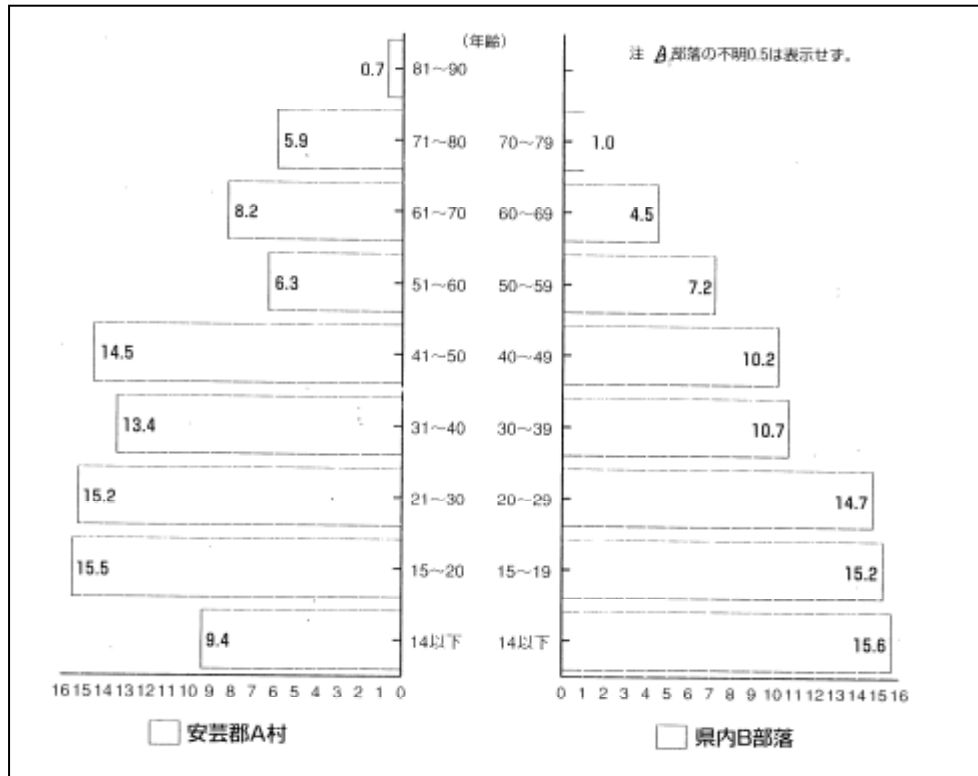
資料4 県内のある部落の宗門改帳

この資料は、県内の部落の宗門改帳です。この中には「百姓」(百姓)という肩書きがかかれていて、被差別身分の人々は自分たちを百姓と呼んでいたことがうかがい知れます。

24	23	22
(修正)		
一人十五以上	一人七人右同寺	一人九人右同寺
老人拾四以下	内	内
老人三拾七歳	老人拾七歳	老人六拾三歳
老人拾四以下	三人十五以上	老人七拾六歳
三人十五以上	三人拾四以下	老人十四以下
老人拾四以下	三人十五以上	老人十四以下
右同人組下百姓五左衛門一家	右同人組下百姓勇次郎一家	右同人組下百姓友太一家
折平	友太	勇次郎
五左衛門	勇次郎	友太
亀吉	勇次郎	友太
男子、	勇次郎	友太
女	勇次郎	勇次郎

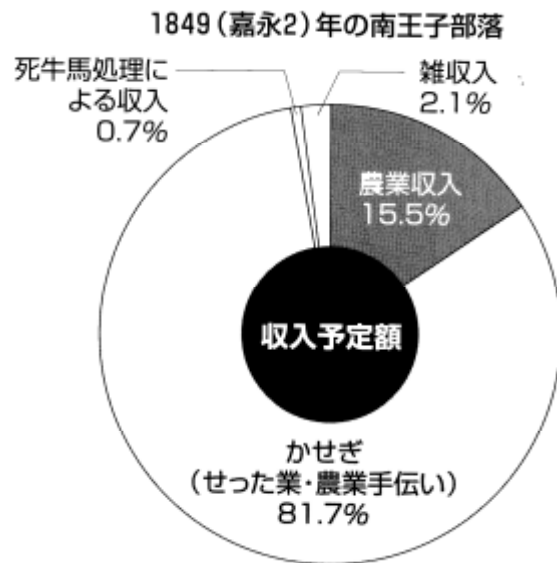
青山文庫紀要第3号 1995 佐川町立青山文庫

資料5 安芸郡A村と県内B部落の男子の年齢階級グラフ(割合)



青山文庫紀要第3号 1995 佐川町立青山文庫をもとに作成

資料6 1849(嘉永2)年の南王子部落



高市光男 「近世部落の人口動態とその背景」 西播地域皮多村文書研究会『近世部落史の研究 下』
1976 雄山閣出版

資料7 土佐市神山家文書

「土佐市神山家文書」

本田元請売渡之証文之事

御代官
松村茂左衛門 ㊤

本田元請売渡之証文之事

地高 式百三拾三石四斗毫升之内

1. 田地 四反七代四歩勾

A 村御藏人百姓
六左衛門扣

但 田畠荒川成居屋敷附并中間新田共
別紙申坪附帳相渡ス
代 吉米拾石他

右ハ今丑年御貢物未進有之外二拂
之手段無之ニ付右田地今丑ノ秋下ノ申ノ
秋下迄九年拾九ケ年限之請売渡候
代米拾石只今儲ニ受取御貢物未進方へ
済免之返上納左之旨尤諸役諸公用
之義扣百生(姓) 賃米ヲ以相頼田地支配致旨

1. 右田地御公儀向ハ不乃申候其外何方ノ
何等之相障リ無之候付扣百生(姓) 加判致
組頭改判之上大庄屋年寄衆御奥書
殊ニ御代官所御證判之被仰付上ハ
後日全違乱之儀無之候仍而証文如件

延享式丑年十一月卅日

田地売主 A 村百生(姓)
文左右衛門 ㊤

證人扣百生(姓)
関 介 ㊤

買主 磯多ノ
寛右衛門江

意 訳

御代官
松村茂左衛門 ㊟

本田を年限売りで売り渡す証文のこと

土地 二百三十三石四斗一升のうち

1. 田地 四反七代四歩勺

A 村蔵入百姓
六左衛門 控地

ただし 田畠は荒れて川原のようになっている家付及び新田とも
別紙の土地図面を渡す。

代金 米十石也

右は今年年貢が支払えなくなり、他にどうしようもなく右の田地を今年の秋収穫が終わって
十九年後の秋の収穫が終わるまでの九十九年の年限売りにします。

代金である米十石はただいましかにうけとり、年貢未納の分はこれで納めます。

なお、今後この田にかかる諸役公用については私の方で控百姓にたのんではせませす。

1. 右田地のゆずり渡しについては、御公儀はもちろんのことそのほかどんな所からも異議や問
題は出ることはありません。

そのため控百姓の判を加え、組頭がさらに改印を押し、さらに大庄屋、年寄り衆も添え書きを
します。さらに御代官から証この印を押しよう命ぜられました。

後日、決して問題とならないようにこの証文を書きます。

延享二年(1745年)十一月三十日

田地売主 A 村百姓
文左右衛門 ㊟

證 據 人 控 百 姓
関 介 ㊟

買 主 穰 多 の
覚 右 衛 門 ㊟

右の田地について私が調べました所、何の問題もありませんので
証明の印を押していただきたい 以上

同 日

A 村御蔵人組頭
弥 八

右は、年貢が支払えないために売りわたすものである
その他別紙のとおり、以上申し付けるものである。

同 日

戸波郷庄屋
刈谷新五右衛門 ㊟

同 年 寄 ㊟